（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十四条　第三十四条第七号に掲げる「受入担保の差替えに伴う資金流出額」とは、担保差替可能額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、銀行又は連結子法人等の同意を得ることなく、銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

適格レベル1資産	レベル2A資産	十五パーセント
適格レベル1資産	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	二十五パーセント
適格レベル1資産	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	五十パーセント
適格レベル1資産	流動資産に該当しない資産	百パーセント
適格レベル2A資産	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	十パーセント
適格レベル2A資産	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	三十五パーセント
適格レベル2A資産	流動資産に該当しない資産	八十五パーセント
適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	二十五パーセント
適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	七十五パーセント
適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	五十パーセント

第六節　資金調達プログラムに係る資金流出額

第四十五条　第十八条第五号に掲げる「資金調達プログラムに係る資金流出額」とは、資金調達プログラムに基づく支払予定額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「資金調達プログラムに基づく支払予定額」とは、銀行若しくは連結子法人等又は銀行若しくは連結子法人等と密接な関係を有する者がオリジネーターである仕組金融商品又はこれらの者が発行する仕組金融商品から生じる金銭の支払のうち、次に定めるものの合計額をいう。

一　基準日から三十日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払（負債性有価証券から生じるものを除く。）の合計額

二　銀行又は連結子法人等が、当該仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の貸与（ファシリティに該当するものを除く。）を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額

第七節　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十六条　第十八条第六号に掲げる「与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」とは、与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　銀行又は連結子法人等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

一　銀行又は連結子法人等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該取引相手方の発行する債券その他これに準ずるものの時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二　取引相手方がファシリティに基づき金銭を借り入れる場合に、当該取引相手方が銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れる義務を負う流動資産

（ファシリティ未使用枠に係る資金流出率）

第四十七条　前条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　個人及び中小企業等　五パーセント

二　事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行　十パーセント

三　金融機関等　四十パーセント

四　前三号に掲げるもの以外の取引相手方　百パーセント

2　前条第一項の流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　個人及び中小企業等　五パーセント

二　事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行　三十パーセント

三　健全性監督対象の金融機関等　四十パーセント

四　前三号に掲げるもの以外の取引相手方　百パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、ファンド、特別目的事業体及び銀行又は連結子法人等の資金調達に用いられる事業体に対して供与されたファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、百パーセントとする。

第八節　資金提供義務に基づく資金流出額

第四十八条　第十八条第七号に掲げる「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、資金提供義務に基づく所要貸出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）